

木質バイオマス燃料等の安定的・効率的な供給・利用システム構築支援事業

公募説明会

2024年8月26日（月）

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
再生可能エネルギー部 バイオマスユニット

ご注意

- 本事業への応募は、N E D Oへの書類提出に加え、**府省共通研究管理システム（e-Rad）**への研究機関及び研究者代表者登録、応募基本情報の入力が必要です。**（機関承認が必要な事業です）**
- **e-Rad で登録手続きを行わないと応募ができません。研究登録手続きに時間を要する場合がありますので、余裕をもって登録手続きをしてください。（提案書・申請書ご提出日には登録手続きを完了して下さい）**
- 応募内容提案書は代表して一法人からの登録となりますが、**法人ごとにe-Rad IDの取得が必要**となります。なお、本事業は機関認証が必要な事業であるため、**所属機関と主任研究者等の個人の2アカウント必要**です。
- 今回の事業への申請に当たって、電子申請を行い、e-Radに登録した「e-Rad応募内容提案書」をダウンロードし、NEDOへ提出して下さい。

※本公募要領での**研究者、研究機関は実施者、実施事業者を示すもの**とします。

ご注意

【提出先および提出方法】

- Web 入力フォームから、必要情報の入力と提出書類（「4. 提出期限及び提出先(4)提出書類」）のアップロードを行ってください。

＜Web 入力フォーム＞

<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/sh7i2rjeocjh>

- 他の提出方法（持参・郵送・FAX・電子メール等）は受け付けません。
- 提出時に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。また、再提出の場合は再度、全資料を再提出してください。
- 再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。同一の提案者から複数の提案書類が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。

【留意事項】

- 登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるため、受付期間内に完了させてください。
- 入力・アップロード等の操作途中で提出期限が来て完了できなかった場合は、受け付けません。
- 通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。

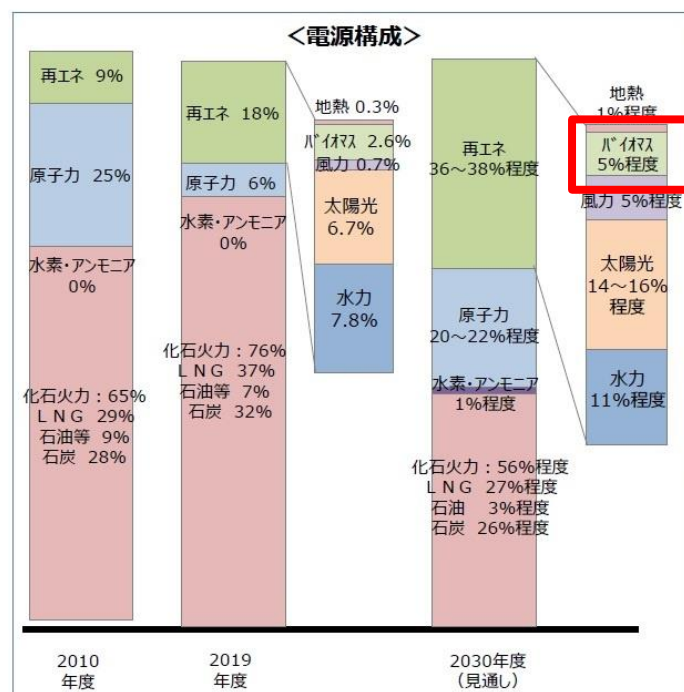
目次

1. 背景
2. 事業概要
3. 応募要領（抜粋）
4. 提案書記入上の注意点

◆政策上の位置付け

- 再生可能エネルギーの導入は、エネルギーセキュリティの向上及び地球温暖化の防止の観点から、政府が主導して取り組むべき課題の一つとして位置付けられている。
- 第6次エネルギー基本計画における2030年度の電源構成（エネルギーミックス）のうち、「再エネ」は36～38%の見通し、「バイオマス」は5%程度を担う

2030年度の電源構成（エネルギーミックス）

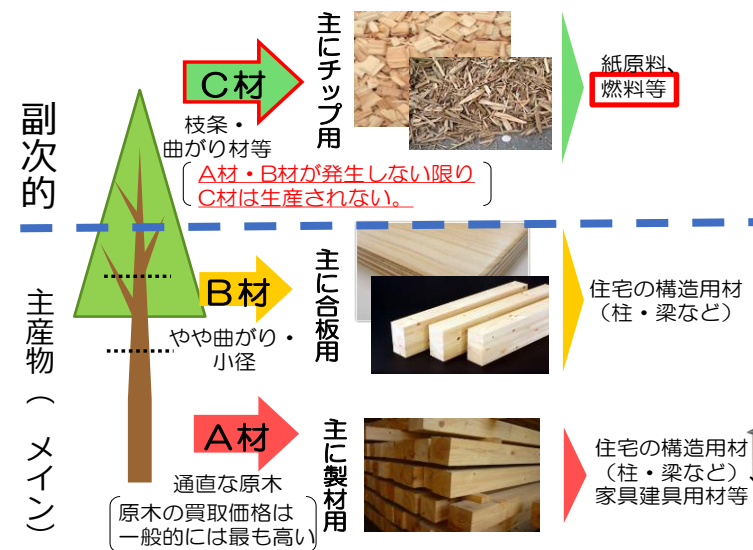


1. 背景

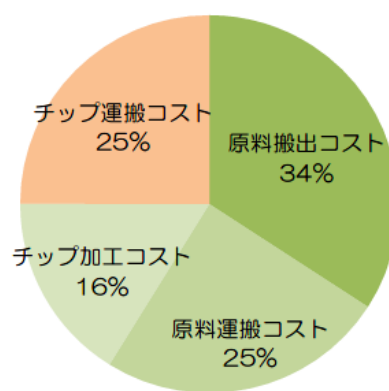
◆事業実施の背景（木質バイオマス活用における課題と対応について（概要） 1/2）

【課題①】日本の木材は主に建材として利用され、**燃料用途の木材が副次的な位置づけ**であるため、

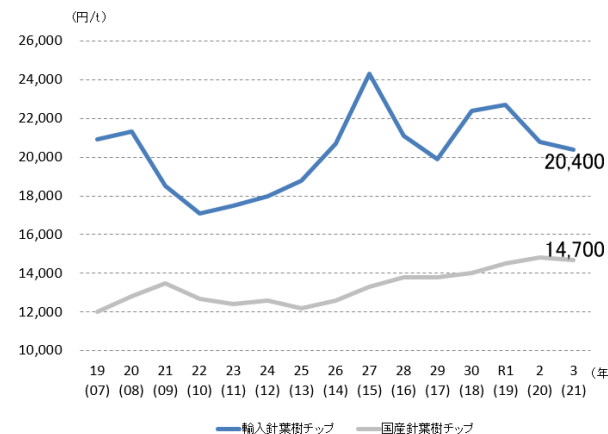
- (1) 建材需要動向に左右され**供給量の見通しが立たない**
- (2) 針葉樹建材向けに形成された**生産・輸送システムが燃料向けには過剰で非効率**
- (3) 燃料としての**品質を統一的に評価する仕組みが存在しない**



木質チップ燃料製造コストの構成



出典：平成25年度木質バイオマス利用支援体制構築事業
発電・熱供給・熱電併給推進のための調査



出典：令和3年度森林・林業白書(抜粋)

建材（A材、B材）が主流、燃料用途は二次的取扱。商慣行として、燃料用途のみを目的とした伐採は行われていない（安定供給上の支障）。

木質チップ燃料製造コスト構成のうち、運搬コストと加工コストが全体の約2/3を占める。（製造・輸送システムの効率化が必要）。

発電所での需要増により国産チップの利用量・価格は上昇傾向。また、燃料材は、発電所が長期的に一定額で購入する形をとっているため、どんな燃料材が来ても、基本的には決まった購入価格で取引されている状況。（品質規格が存在しない）

◆事業実施の背景（木質バイオマス活用における課題と対応について（概要） 2/2）

【課題②】

※萌芽特性：切り株等から新たに芽が出る性質

（１）広葉樹は、資源量は豊富だが活用が進んでいないのが現状

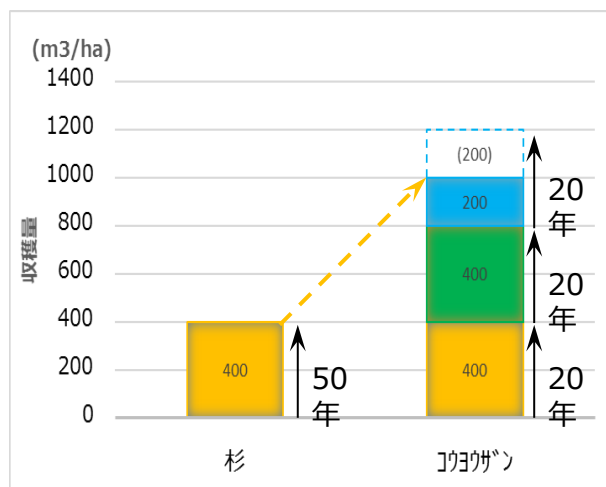
（２）早生樹等は、成長が早く萌芽特性※を持つため育林作業が低減可能だが、活用手法が未確立

【対応策】

- ・ 当初から燃料用途の森を目指し、計画的に広葉樹・早生樹等を育成（燃料ポテンシャルの開拓）
- ・ 燃料用途に最適なサプライチェーンの構築（運搬・加工システムを燃料材向けに最適化）
- ・ 品質規格の策定（国内の樹種や利用形態に適した品質規格を策定）

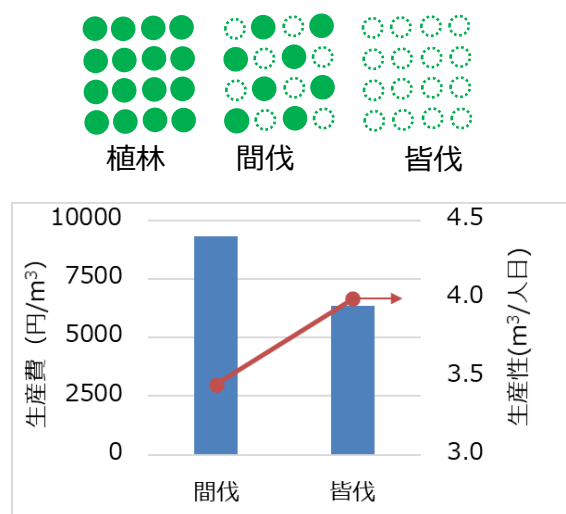
＜早生樹の収穫量＞

早生樹は、成長が早く
針葉樹の2.5倍の収穫量

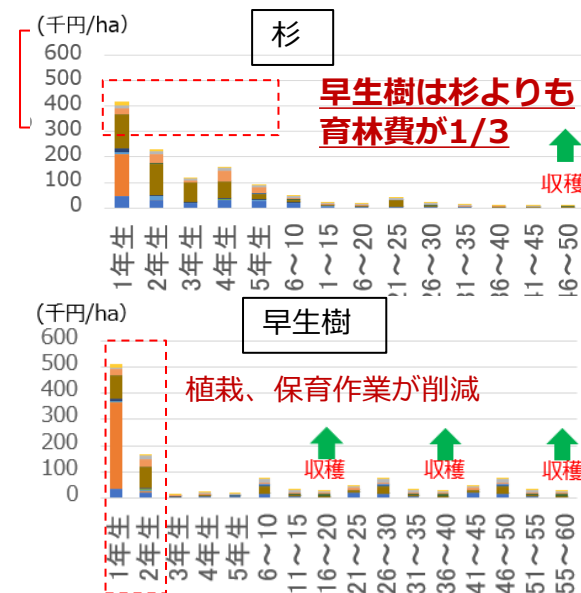


＜間伐・皆伐のイメージ＞

皆伐は間伐に比べて生産性が良くコストが2/3



＜木材育成費削減のイメージ＞



【参考】経済産業省「林業・木質バイオマス発電の成長産業化に向けた研究会」取り纏め概要



【委員(五十音順・敬称略)】
 高木 和彦 日本木質ペレット協会会長
 小川 信弘 日本製紙連合会理事
 久保山 昭史 森林研究・整備機構 林業経営・政策研究領域長(座長)
 酒井 秀夫 日本木質バイオマスエネルギー協会会長
 佐倉 隆治 全国木材チップ工業連合会会長
 藤井 保治 全国木材流通リサイクル協会連合会理事長
 村松 二郎 全国森林組合連合会代表理事
 山本 毅嗣 バイオマス発電事業者協会代表理事
 酒井 明彦 北海道立総合研究機構森林研究本部 主査
 永富 悠 日本エネルギー経済研究所能力グループ 主任研究員
 古林 敬義 秋田大学大学院理工学研究科 講師
 【事務局】
 農林水産省林野庁林産部木材利用課
 経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー部新エネルギー課
 【オブザーバー】
 経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー部新エネルギー課
 経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー部新エネルギー課
 経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー部新エネルギー課
 経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー部新エネルギー課

論 点
- 木質バイオマス発電コストの7割を占める燃料コストの低減と、木質バイオマス燃料が重要な収益機会になりつつある林業者の経営の安定化を両立し、森林資源を持続的に活用するためには、どのような取り組みが必要か。 - 木質バイオマス利用の急増に伴う伐採跡地の放置、それによる森林荒廃の懸念の声もあがっている。森林資源の持続的な利用に繋げるため、どのような取り組みが必要か。
熱利用・熱電併給の更なる普及に向けた木質バイオマスの供給側と需要側の課題を如何に解決すべきか。
木質バイオマス燃料(木質チップ・ペレット等)の品質安定化(水分率等)を含め、重量が主な取引単位となっている市場取引における課題を如何に解決すべきか。
木質バイオマス利用が拡大する中、適正な木材の加工・流通・利用範囲をどのように考えるべきか。森林から発電施設までの実態把握の仕組みは如何にあるべきか。
燃料用途の木質バイオマス需要の急増に伴う、製紙用など既存用途事業者への影響の懸念払拭のために何をすべきか。
木質バイオマス発電の普及促進に向けた横断的な取り組みが必要ではないか。

対 応 の 方 向 性(政策等への反映)
(1) 森林資源の持続的活用(広葉樹・早生樹の活用を含む) - 持続可能な木材利用の担保を前提とする全木集材や山土場等の活用による林業収入の最大化に向けた取組の推進 (a) 広葉樹・早生樹など燃料用途として有望な樹種の特定、(b) 確実な更新を前提とした皆伐など主伐手法の確立、(c) 移動式チップパーの活用等による木質バイオマス燃料の生産を主とした新たなビジネスモデルの確立、に資する実証等
(2) 木質バイオマス熱利用の推進 更なる熱利用に向けた「地域内エコシステム」の推進
(3) 木質バイオマス燃料の品質安定化 燃料品質等に係る統一評価指標、デジタル技術を活用した市場取引の枠組みの検討
(4) 木質バイオマス燃料の加工・流通・利用の在り方・実態把握 - 木質バイオマス燃料に係る流通等の実態の把握・可視化の推進 - 合法性やトレーサビリティ等の確認手段の検討
(5) 既存の木材利用との競合に係る懸念の払拭 - 都道府県林政部局との連携等による木材の安定調達の強化 - 安定供給可能な燃料用途の木材量の確保
(6) その他 エンジニア人材等の育成推進 等

目次

1. 背景
2. 事業概要
3. 応募要領（抜粋）
4. 提案書記入上の注意点

2. 事業概要 - 抜粋 -

目的

森林・林業等と持続可能な形で共生する木質バイオマス燃料等の安定的・効率的な供給・利用システムの構築・商慣行定着

木材関連事業者

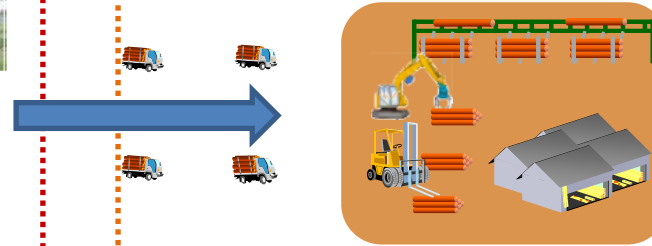


成長速度の速い早生樹の活用



切り株から萌芽更新により苗木・植栽コスト低減

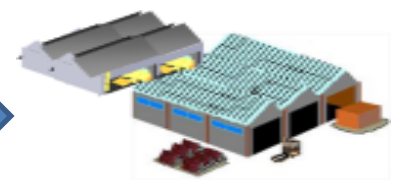
チップ・ペレット製造事業者



全量燃料材として活用や現地加工など
運搬・加工の最適化

市場 (販売)

木質バイオマス発電所等



(1) 燃料ポテンシャルの開拓

事業名：新たな燃料ポテンシャル（早生樹等）を開拓・利用可能とする“エネルギーの森”実証事業
【助成事業】

(2) 運搬、加工システムの最適化

事業名：木質バイオマス燃料（チップ、ペレット）の安定的・効率的な製造・輸送等システムの構築に向けた実証事業
【助成事業】

(3) 品質規格の策定

事業名：木質バイオマス燃料（チップ、ペレット）の品質規格の策定委託事業
【委託事業】

2024年度は研究開発項目(2)の国産の木質バイオマスを原料としたチップ・ペレットに係る事業（助成事業：補助率2/3）を公募します

◆アウトカム目標（事業の波及効果、社会に対する貢献）

● 燃料材の資源量増加

⇒2028年度に5万絶乾トン/年、2032年度に11万絶乾トン/年

● 燃料材のコスト低減

⇒育林費・労務費・生産費・輸送費等の全体最適化に伴う低減により、燃料材の取引価格として2032年度に現状から3割低減

● 燃料材の品質安定化および市場取引の活性化

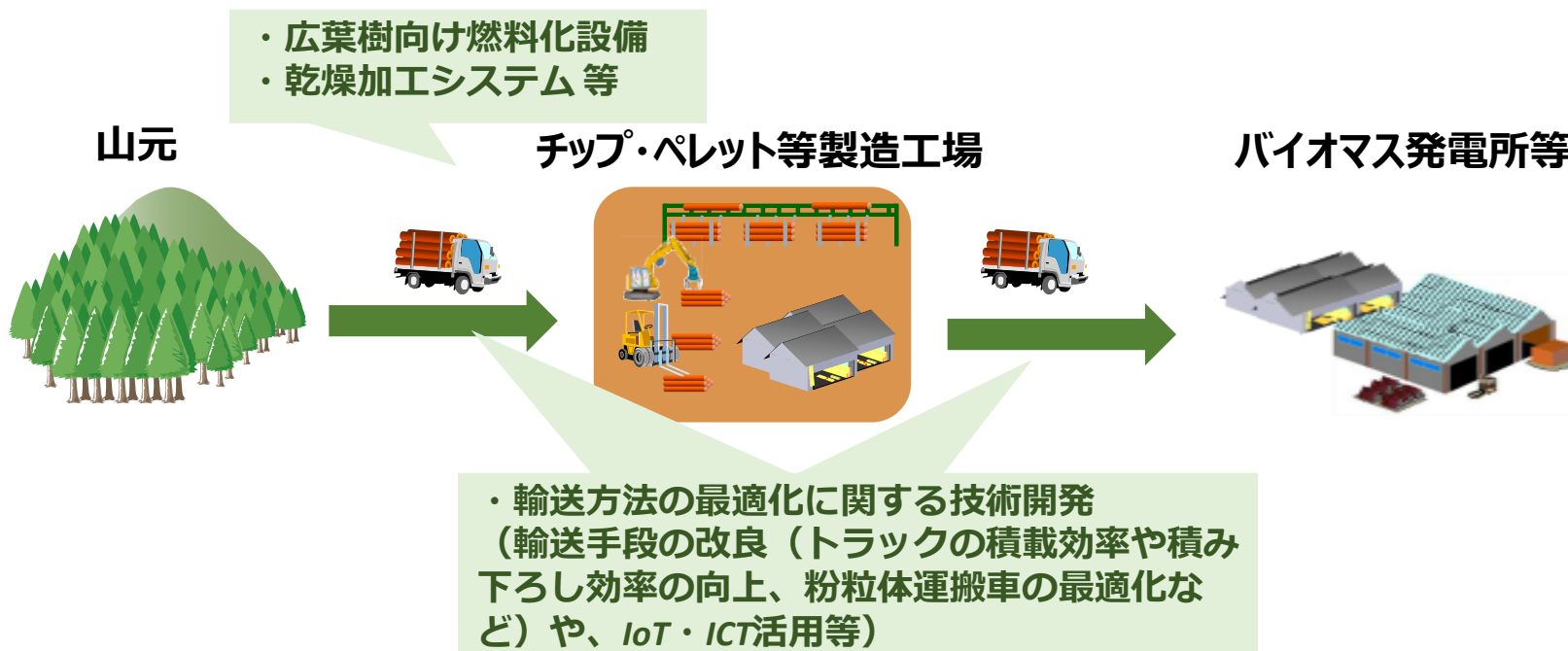
⇒燃料品質を統一的に評価する仕組みを構築・普及することにより、2032年度に水分量が燃料価格に反映できるなどの品質規格と価格が紐付けられた、適切な取引慣行が奨励されていること。2032年度に規格を推奨する業界団体が2団体。

研究開発項目②：

バイオマス燃料（チップ、ペレット）の安定的・効率的な製造・輸送等システムの構築に向けた実証事業

原料の対象は国産の木質バイオマスとして、チップ・ペレットに係る事業を公募します。

- 安定供給や品質向上等に資する輸送手段の改良（トラックの積載効率や積み下ろし効率の向上、粉粒体運搬車の最適化など）や I C T 技術の高度利用など、山場から燃料加工工場や発電所等までの**輸送工程の低コスト化等に資する技術開発と実証**
- 広葉樹向け燃料化設備や、乾燥加工システムなど、GHG削減や効率化等に資する**燃料用途樹種に適した製造・加工技術開発と実証**
- 開発技術の対象樹種（適用範囲）は、**原則として次頁の樹種の何れかに適用可能なものとする。**



研究開発項目② :

バイオマス燃料（チップ、ペレット）の安定的・効率的な製造・輸送等システムの構築に向けた実証事業

対象とする樹種は、**原則として研究開発項目①で設定した樹種から選定**頂きます。

但し、**下表以外の樹種であっても、バイオマス燃料としての優位性や事業採算性が十分に検討されている場合、提案可**とします。

区分	亜寒帯気候 (北海道、東北地方)		内陸性気候 (中央高地（長野県・山梨県・ 岐阜県北部等）)		温帯気候 (左記以外)	
タイプA 短期間での バイオマス供給拡大	・ ヤナギ類	◎	・ ヤナギ類	○	・ ヤナギ類 ・ ユーカリ類	◎ ◎+
タイプB 未利用広葉樹林による 供給拡大	・ ナラ類	○	・ ナラ類	○	・ ナラ類 ・ シイ類 ・ カシ類	○ ○ ○
タイプC 早成樹利用による中長 期的な供給拡大	・ ホオノキ ・ ケンボナシ ・ クワ ・ キリ ・ シラカンバ ・ コウヨウザン ・ センダン ・ ハンノキ	○ ● ● ● ○ ● ● ●	・ ホオノキ ・ ユリノキ ・ ケンボナシ ・ クワ ・ キリ ・ ハンノキ	○ ○+ ○ ○ ○ ○	・ コウヨウザン ・ チャンチンモドキ ・ ホオノキ ・ ユリノキ ・ センダン ・ ケンボナシ ・ クワ ・ キリ ・ アカシア類 ・ ハマセンダン ・ チャンチン ・ ハンノキ	○+ ● ○ ◎+ ○ ○ ○ ○ ◎+ ● ○+ ○

◎ : バイオマス生産樹種として適当

○ : 栽培は可能。事業採算性は要検討

● : 地域によっては栽培可能。事業採算性は要検討

+ : 外来種

目次

1. 背景
2. 事業概要
- 3. 応募要領（抜粋）**
4. 提案書記入上の注意点

○ 事業期間

- ・研究開発項目② 3年以内（2024年度～2026年度）

※ 事業期間が**2年を超える事業**においては、**助成事業期間を2年目終了時まで、3年目以降に区切る**ことを原則とし、**事業期間2年終了時に外部有識者による審査**を経たうえで事業の継続を行うものとする。

○ 事業規模（NEDO負担分）

- ・補助率：2/3以内
- ・2024年度： 67.4百万円程度
- ・2025年度： 162.4百万円程度
- ・2026年度： 50.0百万円程度

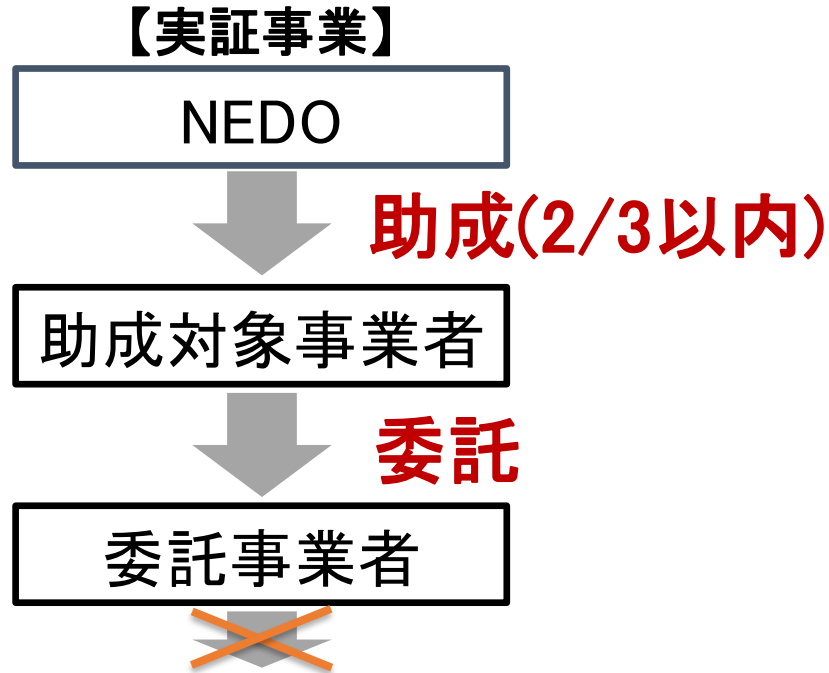
※ **採択件数は1件程度とします。**

※ **助成金は審査の結果及び国の予算の変更等により提案額から減額して交付することがある。**

※ 助成の対象となる費用は、**課題設定型産業技術開発費助成金交付規程第6条**に示すとおり。

○ 事業スキーム図

公募要領 該当ページ 5



※共同提案の場合は技術力を有する企業等による役割分担の
明確な開発体制が望ましいです。

※助成事業について、再委託は認めておりません。

3. (1) 助成対象事業者

助成事業者は、単独ないし複数で助成を希望する、本邦の企業、大学等の研究機関であることが必要です。

- i. 助成事業を的確に遂行するに足る**技術的能力を有すること**
- ii. 助成事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち、**自己負担分の調達に関し十分な経理的基礎を有すること。**
- iii. 助成事業に係る**経理その他の事務**についての**的確な管理体制及び処理能力を有すること。**
- iv. 当該助成事業者が遂行する助成事業が、**別途定める基本計画を達成するために十分に有効な研究開発を行うものであること。**
- v. 当該助成事業者が助成事業に係る**企業化に対する具体的計画を有し、その実施に必要な能力を有すること。**
- vi. 当該助成事業者が助成事業を**国際連携による共同研究**案件として実施することを目指している場合は、連携する国外の企業等（助成対象事業者には含まない）と**共同研究にかかる契約・協定等を締結すること**（又は連携の具体的予定を示すこと）ができること。また、**知財権の取扱いを適切に交渉、管理する能力を有すること。**

4. 提出期限及び提出先 – 抜粋 –

- 公募要領に従い提案書を作成し、**Web入力フォームからご提出**下さい。

公募要領 該当ページ 6

- **研究開発項目②URL:** <https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/sh7i2rjeocjh>

【提出期限】 2024年9月19日（木） 正午必着

【提出先および提出方法】

- **Web 入力フォームから、必要情報の入力と提出書類のアップロード**を行ってください。
- **提出時に受付番号を付与します**。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。
また、再提出の場合は再度、全資料を再提出してください。
- **再提出は受付期間内であれば何度でも可能**です。
同一の提案者から複数の提案書類が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。
- **⑭にアップロードするファイル：提出書類（提案書等）はまとめてPDF 形式**にしてください。
- **⑳にアップロードするファイル：提出書類（その他）は一つのzip ファイル**にまとめてください。
(アップロードファイルにはパスワードを掛けないでください)

【留意事項】

- 登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号表示までを、期間内に完了させてください。
- 入力・アップロード等の操作途中で提出期限が来て完了できなかった場合は、受け付けません。
- 通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。
特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。

(1) 提案書類の受理及び提案書類に不備があった場合

- 応募要件に合わない提案者の提案書又は不備がある提案書は受理できません。
- 提案書に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。
- 無効となった提案書・その他の書類は、NEDOにて破棄させていただきます。

(2) 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録

- 応募に際し、併せてe-Rad へ応募内容提案書を申請することが必要です。共同提案の場合には、代表して一法人から登録を行ってください。詳細は、e-Rad ポータルサイトを御確認ください。
なお申請には法人と個人の2アカウント必要ですのでご注意ください。
e-Rad ポータルサイト： <http://www.e-rad.go.jp/>

(1) 審査の方法について

- **外部有識者による採択審査委員会とN E D O内に設置する契約・助成審査委員会の二段階**で審査します。
 - 採択審査委員会では、提案書の内容について審査し、本事業の目的の達成に有効と認められる事業者候補を選定します。
 - 契約助成委員会では、採択審査委員会の結果を踏まえ、N E D Oが定める基準等に基づき、最終的に実施者を決定します。
 - **必要に応じてヒアリング審査や資料の追加**等をお願いする場合があります。
 - 助成事業者の選定は非公開で行われ、**審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられません。**
- ※ 採択審査委員会は **10/3(木)に実施予定**です。
- ※ 採択審査委員会においてヒアリング審査を行う場合は、**9/20(金)まで**に対象事業者様へご連絡させて頂く予定です。

(2) 審査基準

採択審査では、次の視点から審査します。

公募要領 該当ページ 9

i. 事業者評価

- ・ 助成事業を遂行する経験、技術的能力、ノウハウを有しているか。なお、技術的能力には既設設備を有効に利用する工夫が為されている点を含む。
- ・ 財務能力を有しているか。（提案されている実証事業規模を実施可能か）
- ・ 経理等事務管理、処理能力を有しているか。
- ・ 実証事業を遂行できる体制であるか。

ii. 事業化評価（実用化評価）

- ・ 木質バイオマス燃料等の安定供給（燃料用途に適した樹種の拡大や利用等）・低コスト化等に資する取り組みであるか。
- ・ 客観的な事前検証の実施が十分であるか。
- ・ 技術的先進性および地域特性の活用とその普及性のバランス等を考慮したシステム構築を目指しているか。
- ・ 事業採算性が確保され、収益性が高い事業モデルとなっているか。
- ・ 自立化や横展開の可能性が見込まれるか。

iii. 企業化能力評価

- ・ 事業の想定において、課題・障壁およびその解決アプローチが整理されているか。
- ・ 助成期間終了後も、バイオマス等、原料の長期確保や生産物の長期利用が見込めるか。

(2) 審査基準

採択審査では、次の視点から審査します。

公募要領 該当ページ 9-11

iv. 技術評価

- ・ 長期運用可能となる技術を採用しているか。
- ・ 高効率な技術を採用しているか。
- ・ 効率化等に資する技術開発が見込めるか。
- ・ 保有特許等による優位性を確保しているか。

v. 社会的目標への対応の妥当性

- ・ バイオマスの利用拡大および持続的拡大に貢献するか。
- ・ 地域の課題解決に貢献するか。
- ・ 地域との合意形成について検討されているか。

※採択審査にあたり、以下の要素で加点します。

- ・ ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定： 7. 留意事項（6）
- ・ 賃上げを実施することを表明した企業等： 7. 留意事項（17）
- ・ 中堅・中小・ベンチャー企業が直接助成先であり、研究開発遂行や実用化・事業化にあたっての重要な役割を担っている場合
- ・ 若手研究者（40歳以下）が主任研究者もしくは主要研究者として実施体制に含まれ、当該研究者の実績や将来性等を加味した提案になっている場合： 7. 留意事項（5）

7.(1) 研究開発計画の変更について

ステージゲート方式の採用等により、研究開発の途中段階にて**実施内容の見直しや、研究開発を中止する**場合があります。

7.(2) 企業化状況報告書等の提出

採択された事業にあつては、**助成事業完了後に企業化**に努めていただくとともに、5年後までの企業化状況報告書を毎年度提出していただきます。また、助成事業の成果を踏まえた当該助成事業に係る事業化計画書等を提出していただくことがあります。

7.(3) 収益納付

当該助成事業の企業化等により、収益が生じたと認められたときは交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を納付していただくことがあります。

7.(4) 処分制限財産の取扱い

助成金執行の適正化の観点から、助成事業で取得した**機械装置等の取得財産には処分制限**があります。（交付規程第16条）

また、処分制限期間中に転用（助成事業の成果を基にした商品化への転用も含む）を行う場合は、あらかじめN E D Oの承認を受けて頂きます。なお、N E D Oが承認を行う場合は、原則として、当該財産の残存簿価相当額に助成割合を乗じて得た額をN E D Oへ納付することが条件となります。（中小企業者には納付条件を付さない場合がございます。）

7.(5)主任研究者研究経歴書および若手研究者（40歳以下）数

助成事業の遂行を管理し、各種文書の提出や研究員の従事日誌の確認等を行う助成事業を遂行する際の責任者である主任研究者について、研究経歴書に記載していただきます。また、「事業における若手研究者（40歳以下）の参加予定者数」について、（様式2）に記載いただきます。

7.(6)ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況

提案書の実施体制に記載される助成先について、女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業）、若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）の状況を記載していただきます。

7.(7)追跡調査・評価

助成事業終了後、追跡調査・評価に御協力いただく場合がございますので御協力をお願い申し上げます。

また、特許等の取得状況及び事業化状況調査についても、御協力をいただく場合がございます。

7. (11) 交付決定の取り消し

申請内容の虚偽、助成金の重複受給等が判明した場合、交付決定後であっても交付決定を取り消し、助成金の返還を求めることがあります

- 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、**全部又は一部を返還**していただくことがあります。(詳しくは、公募要領の箇条 7. (12)及び(13)をご覧ください)

7. (16) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づき輸出規制が行われております。

- 詳細は公募要領の p 15をご参照ください。

7. (17) 「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除

「不合理な重複」、又は「過度の集中」が認められる場合には、採択を行わないことがあります。また、それらが採択後に判明した場合には、採択取り消し又は減額することがあります。

- 詳細は公募要領の p 15-16をご参照ください。

7. (19) 事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明をした場合の対応
表明した賃上げが実施されなかった場合には、速やかにNEDOに理由書を提出してください。
また、賃上げが予定通り行われなかった旨を公表（自社webページ等）していただきます。
（ただし、賃上げをできないやむを得ない事情があると認められる場合には、その限りではございません。）

7. (20) 特許出願の非公開に関する制度の留意点
助成事業者は、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」（以下、「経済安全保障推進法」という）に基づく特許出願の非公開制度（令和6年5月1日施行）において出願人又は発明共有事業者としての義務を遵守することが求められます

●詳細は公募要領のp18をご参照ください。

7. (21) EBPMに関する取組への協力について

EBPM (Evidence-Based Policy Making : 証拠に基づく政策立案) の取組を政府として推進すべく、**提案時から事業終了時まで提供いただいた情報** (提供いただいた情報を加工して生じた派生的な情報も含みます) については、効果的な政策立案や、政策の効果検証のため、**経済産業省、及びその業務委託先、独立行政法人、大学その他の研究機関・施設等機関** (政策の効果検証目的のみの利活用や守秘義務等の遵守に係る誓約書を提出した機関・研究者) に提供・利活用される場合があります。**本事業への応募にあたっては、上記のEBPMに関する取組への協力を同意したものとみなします**

- 詳細は公募要領の p 18 をご参照ください。

2024 年

公募開始 : 8月19日（月）

公募説明会（Teams） : 8月26日（月） 13時30分から15時

公募締め切り : **9月19日（木）正午**

書面審査期間 : 9月下旬～10月下旬

採択審査委員会 : 10月3日（木）（予定）

採択通知 : **10月下旬**

交付決定・事業開始 : **12月中旬**

事業の内容及び契約に関する質問等は説明会で受け付けます。

それ以降のお問い合わせは、**2024年8月30日（金）**までに限り**メール**にて受付けます。質問と回答は**9月6日（金）**までにHPに掲載します。

ただし審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

件名に「**木質バイオマス燃料等の安定的・効率的な供給・利用システム構築支援事業**の公募に関する問い合わせ」と記載の上、以下の宛先にお送りください。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

再生可能エネルギー部 バイオマスユニット 保谷・清水・桂木・二木・小石・矢野

メール：bio-forest@ml.nedo.go.jp

書類	部数
提案書（様式第1）	法人ごとに1部 （まとめてPDF形式で作成）
助成事業実施計画書（添付資料1、別紙1、別紙2）	
企業化計画書（添付資料2）	
提案説明書（プレゼン資料）	1部
事業成果の広報活動について（添付資料3）	法人ごとに1部
非公開とする提案内容（添付資料4）	必要に応じて法人ごとに1部
主任研究者研究経歴書及び若手研究者（40歳以下）数の記入について（別添1、様式1、2）	法人ごとに1部
その他研究費の応募・受入状況（別添2）	法人（委託先含む）ごとに1部
ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況について（別添3）	法人ごとに1部
事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明資料（別添4）	必要に応じて法人ごとに1部
e-Rad応募内容提案書	1部
会社案内（会社経歴、事業部、研究所等の組織等に関する説明書） ※再生可能エネルギー部と過去1年以内に契約がある場合は不要	法人（委託先含む） ごとに1部
直近の事業報告書と直近3年分の財務諸表 （貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書。大学等については、財務諸表などの決算報告書（事業報告書）を添付してください）なお、審査の過程で必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。	法人（委託先含む） ごとに1部
国外企業等と連携などがある場合は、それに関する書類（公募要領 3. 応募要件（1）vi 参照）	必要に応じて一式

- ・提出書類（提案書等）：提案書（様式第1）、添付資料1,2をまとめてPDF形式にしてアップロード
- ・提出書類（その他）：提案書等以外の資料を1つのzipファイルにまとめアップロード
- ・注：各ファイルにはパスワードは設定しないでください

目次

1. 背景
2. 事業概要
3. 応募要領（抜粋）
4. 提案書記入上の注意点

【実証事業（助成事業）】 提案書記入上の注意点

- ・提案書（様式第1、本文WORDファイル）と、
提案説明書（プレゼン資料：PowerPoint形式）両者を作成ください。

2023年度課題設定型産業技術開発費 助成事業提案書

(様式第1)

様式第1

社内文書番号がある場合は記入してください。
無い場合は削除してください。

番号
年 月 日
(提出日を記載)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長 ○ ○ ○ ○ 殿

- ・代表者名には、役職・氏名を記載してください。
- ・代表者は会社の代表権のある方とします。
- ・共同提案の場合、提案者毎に作成してください。

申請者 住 所
名 称
代表者名

e-Radの研究機関コード(10桁)

下記の件について貴機構の助成事業の交付を受けたく、上記の代表者名で提案させていただきます。

2024年度課題設定型産業技術開発費助成事業提案書



(木質バイオマス燃料等の安定的・効率的な供給・利用システム構築支援事業/木質バイオマス燃料
(チップ、ペレット)の安定的・効率的な製造・輸送等システムの構築に向けた実証事業/○○○○
○○実証事業)

・助成事業の名称をご記載ください。

1. 助成事業の名称

事業内容が分かる短く簡潔な名称とし、40字以内で記入してください。

2. 助成事業の概要

助成による事業内容を、全体計画概要及び年度の内容を200字～250字以内で記入してください。

3. 助成事業の総費用

円

別紙2(2)助成先総括表の事業期間全体の合計を転記してください。

4. 助成金交付申請額

円

別紙2(2)助成先総括表の事業期間全体の助成金の額を転記してください。

5. 補助率 ○/○以内

例えば、1/2以内と記入してください。

6. 助成事業の開始及び終了予定年月日

開始年月日

年 月 日

(交付決定の日から)

終了予定年月日

年 月 日

- ・全期間における金額を記載してください。
- ・金額は円単位で記載してください。

助成事業実施計画書

添付資料 1

- ✓ 助成事業実施計画書（添付資料1）は外部有識者による事前審査に付されますので、審査材料として十分な内容を記述してください。
- ✓ ただし、外部有識者に提出したくない内容は、本紙には概要のみを記入し、詳細は添付資料4に記載してください。
- ✓ この場合、本紙に記入する概要が簡略すぎると、評価者の判断材料が不足し、評価が低くなる恐れがあるので注意してください。

(1)事業目的、目標及び事業による効果

添付資料 1

①事業目的

- ✓ マーケットの現状及び将来の規模、競争環境等について具体的かつ簡潔に説明してください。

②事業目標

- ✓ 技術開発の目標と現状の水準との対比を数値で記入するなど、具体的かつ簡潔に説明してください。この目標が妥当であることを記載してください。また、国内外の技術動向や既存の技術との関連等について、具体的かつ簡潔に説明してください。
- ✓ さらに、NEDOの基本計画を達成するために基本計画と技術開発テーマとの関係ならびに技術開発テーマがもたらす、設定された目標の達成に対する有効性について、できるだけ定量的に記述してください。

③事業による効果

- ✓ 助成事業終了後、本事業の実施により、国内生産・雇用、輸出、内外ライセンス収入、国内生産波及・誘発効果、国民の利便性向上等、様々な形態を通じ、我が国の経済再生に如何に貢献するかについて、バックデータも含め、具体的に説明してください。また、費用対効果について可能な限り定量的な記載を求めてください。

(2)事業概要

- 36

(3)事業内容

- ✓ 技術開発の内容を項目ごとに整理ください。
- ✓ 各項目の中で、技術開発で克服すべき課題とその問題を解決する手段、今回の開発で達成できるレベルを、明確にかつ簡潔にできるだけ図表等を用いて記入してください。共同提案の場合、それぞれの役割分担等を明示してください。
- ✓ また、提案する技術開発内容の新規性、独創性、優れていると考えられる点を記載してください。

2. 実施計画

「1.（3）事業内容」で上げた各技術開発項目の開発項の実施計画を記載してください。

添付資料 1

事業項目	2024年度				2025年度				2026年度			
	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期
①×××の検討												
②×××の試験												
③×××の設計												
④×××の製作												
⑤×××の開発												
⑥×××の評価												
⑦×××の海外調査												
⑧××委員会の開催												

3. 助成先における研究体制

(2) 助成先における研究体制

添付資料 1

別紙 1

助成先名	〇〇〇株式会社				
主任研究者	氏 名	フリガナ	所属・役職		
	***	△△ △△	〇〇部 部長		
経理責任者	氏 名	フリガナ	所属・役職		
	***		経理部長		
事業 担当窓口	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇番地〇号 (最寄駅: 〇〇鉄道 〇〇線 〇〇駅)				
	氏 名	所属・役職	電話	FAX	E-mail

検査・支払 担当窓口	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇番地〇号 (最寄駅: 〇〇鉄道 〇〇線 〇〇駅)				
	氏 名	所属・役職	電話	FAX	E-mail

研究実施場所①	〇〇〇 〇〇研究所 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇番地〇号 (最寄駅: 〇〇鉄道 〇〇線 〇〇駅)				
登録研究員	氏 名	フリガナ	e-Rad研究者番号	所属・役職	主な担当事業内容
	☐ 〇〇 〇〇				
	☐ 〇〇 〇〇				
	☐ 〇〇 〇〇				
	☐ 〇〇 〇〇				
	◆ 〇〇 〇〇				
	◆ 〇〇 〇〇				
	▽ 〇〇 〇〇				
	▽ 〇〇 〇〇				
研究実施場所②	〇〇株式会社 〇〇〇センター 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇番地〇号				
主任研究者	研究実施場所が複数ない場合は 「研究実施場所②」、「主任研究員」、「登録研究員」 の欄は省略するか空欄にしてください。				役職 課長
登録研究員	氏 名	フリガナ	e-Rad研究者番号	所属・役職	主な担当事業内容
	主任研究者は、研究実施場所毎に登録が必要です。				
研究分担先名/ 分室名	〇〇〇株式会社				
主任研究者	氏 名	フリガナ	所属・役職		
	***		〇〇学部 教授		
経理責任者	氏 名	フリガナ	所属・役職		

e-Rad研究者番号を有しない場合は、空欄としてください。

主任研究者であっても未登録では労務費、旅費の計上はできません。

時間単価の登録研究員は名前の前に□印を付けてください。

率専従証明書を提出する登録研究員は名前の前に◆印を付けてください。

労務費を計上しない登録研究員は名前の前に▽印を付けてください。

研究実施場所が複数ない場合は
「研究実施場所②」、「主任研究員」、「登録研究員」
の欄は省略するか空欄にしてください。

主任研究者は、研究実施場所毎に登録が必要です。

研究分担先、分室がある場合は、記載してください。
無い場合は、省略します。

4. 助成事業に要する費用の内訳等

- ✓ 年度毎に作成をお願いします
- ✓ 可能な限り細分化（機器、用途等アイテムごと）して計上ください

添付資料 1

別紙 2

項目別明細表（助成先用）

(4) ●●●●株式会社 項目別明細表(20 年度)

費算基礎(円)					助成事業に要する経費	助成対象費用	助成金の額(円)
I. 機械装置等費					0	0	
1. 土木・建築工事費					0	0	
	〇〇土木・建築工事費	②	円 × H	-	0	0	
2. 機械装置等製作・購入費					0	0	
	〇〇製作設計費	②	円 × H	-	0	0	
	〇〇製作加工費	②	円 × H	-	0	0	
	〇〇試験装置 一式			-	0	0	
	〇〇評価装置 一式			-	0	0	
	〇〇作成装置 一式			-	0	0	
3. 保守・改造修理費					0	0	
	〇〇装置改造費 一式			-	0	0	
	〇〇装置保守費 一式			-	0	0	
II. 労務費					0	0	
1. 研究員費					0	0	
		②	円 × H	-	0	0	
2. 補助員費					0	0	
		②	円 × B	-	0	0	
III. その他経費					0	0	
1. 消耗品費					0	0	
	〇〇薬品 一式			-	0	0	
	〇〇実験器具 一式			-	0	0	
2. 旅費					0	0	
	(1)研究員旅費			-	0	0	
	国内旅費一式			-	0	0	
	海外旅費一式			-	0	0	
	(2)専門員旅費			-	0	0	
	海外旅費一式			-	0	0	
3. 外注費					0	0	
	〇〇ソフト開発外注			-	0	0	
4. 諸経費					0	0	
	(1)機械リース料	②	円 × ヶ月	-	0	0	
	(2)委員会費			-	0	0	
	委員会費一式			-	0	0	
	委員旅費一式			-	0	0	
	(3)報告書等作成費			-	0	0	
	電子ファイル作成一式			-	0	0	
IV. 再委託費・共同研究費					0	0	
1. 委託費・共同研究費							
	株式会社□□			-			
2. 学術機関等に対する共同研究費							
	学校法人▽▽大学			-			
合計(I + II + III + IV)					0	0	0

<補助率 2/3>

添付資料2

1. 研究開発を行う製品・サービス等の概要

(1)内容

- ✓ 製品・サービス等の内容や、研究開発の成果が、当該製品・サービスへ**どのように反映されるか**を記載してください。

(2) 製作・実施等の制約

- ✓ 製品・サービス等の製作・実施にあたって、必須となる材料等の調達先（国、企業、産地等）や制約等、サプライチェーン上の立ち位置等を記載してください。

(3)用途（販売予定先）

- ✓ 当該製品・サービスの販売ルート（国、地域含む）、販売先等を記載してください。この販売先以外の分野等で利用できる場合は、それについても記載してください。

添付資料2

2. 研究開発への取組

- ✓ 実用化を目指す上での開発計画（開発拠点含む）、投資計画（製造拠点含む）、実用化能力の説明を記載してください。

(1)研究開発を考えるに至った経緯（動機）

(2)事業として成功すると考えた理由

- ✓ 事業化を検討する上で事業者が保有する実績、成果等を整理したうえで、事業の新規性、独創性、他との競争力、生産計画、販売計画など具体的に述べてください。
- ✓ 予め事業性評価や可能性調査に実施し、事業可能性について検討している場合はその成果について記述ください。

企業化計画書

(3)事業化のスケジュール

添付資料2

- ✓ 助成期間終了後5年間の事業化計画を、生産・販売・市場獲得などの具体的な事業化の段階に区分し、事業化の各段階が明瞭となるよう線表で記述してください。
- ✓ **なお、助成事業期間終了後の5年間では明らかに事業化できない場合は、将来的に事業化が見込める年度から5年間の計画をご記載ください。**
- ✓ 事業化の各段階において、事業化の中断や延期など、事業化全体の計画変更を考慮する必要がある重大な障害を予想し、記述してください。
- ✓ また、重大な障害が回避し得ない場合、どの時点で計画変更の判断を下すのかを、線表に記入してください。
- ✓ 生産・販売の一部又は全部を自社で行わない場合は、委託先の選定、協力体制等を具体的に記述してください。

(記入例)

年度	年度	年度	年度	年度	年度
製品設計					
設備投資					
生産					
販売					
収益発生			◇続行/	中断を判断	

予想される重大な障害

製品設計段階 : ~~~~~

設備投資 : ~~~~~

生産 : ~~~~~

販売 : ~~~~~

3. 市場の動向・競争力

(1)市場規模（現状と将来見通し）／産業創出効果

- ✓ 販売開始後5年経過までの国内と海外市場規模推移（百万円）を示し、その根拠を記述してください。提案者のみの市場シェアにこだわらず開発した製品の市場規模として捉えてください。

✓ また、市場

	市場規模	提案者のシェア
例：1年目（年度）	〇〇〇百万円	%
2年目（年度）	〇〇〇百万円	%
〜〜		
5年目（年度）	〇〇〇百万円	%

ハ。

市場規模算出の根拠：〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜
 シェア見通しの根拠：〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

(2)競合が想定される他社の開発動向とそれに対する優位性の根拠

- ✓ 競合が想定される他社の製品・サービスに対し、予想される価格・仕様などを考慮して、自社製品・サービスの優位性の根拠を記述してください。

(3)価格競争力

- ✓ 競合製品・サービスの市場価格と自社製品価格の比較、損益分岐点など、価格競争力の算出根拠を記述してください。

添付資料2

4. 売上見通し

(1) 売上見通し（単位：百万円）

- ✓ 販売開始後5年経過までの売上と収益の見通しを記述してください。また、販売単価、販売数、原価など、売上と収益の算出根拠を記述してください。

	販売単価	販売数	売上	製品原価	収益
例：1年目（年度）	〇〇万円	〇〇〇個	〇〇〇百万円	〇〇〇百万円	〇〇百万円
2年目（年度）	〇〇万円	〇〇〇個	〇〇〇百万円	〇〇〇百万円	〇〇百万円
～～～					
5年目（年度）	〇〇万円	〇〇〇個	〇〇〇百万円	〇〇〇百万円	〇〇百万円

(2) 売上見通し設定の考え方（算出の基本となる製品、サービス等の予定価格等を具体的に記述すること。）

- ✓ どのような仕組みで収益を得るのか、投資額など収益の算出根拠を含め、収益計画を記述してください。

主任研究者研究経歴書

別添 1

事業の遂行を管理し、各種文書の提出や研究員の従事日誌の確認等を行う助成事業を遂行する際の責任者である主任研究者について、研究経歴を**主任研究者研究経歴書（様式 1）**に記入し提出してください。

なお、**主任研究者は研究実施場所ごとに登録が必要です（共同提案の場合、提案者ごとに最低1名は登録が必要です）**。また研究員が主任研究者を兼ねることも可能です。

注意点

①**研究開発経歴**（現職含む）：

（ア）「過去の研究実績（参画プロジェクト）」については、**自社独自のプロジェクトのみならず過去に参画したNEDOプロジェクト等も含めて記載**してください。また、大学への派遣や他の企業／研究機関での勤務経験なども併せて記載してください。

②**受賞歴、当該研究開発に関する最近 5 年間の主要論文、研究発表、特許等（外国出願を含む）**：

（イ）当該研究開発プロジェクトに関連する研究成果を記載してください。

（ウ）研究成果を示すものとして、「論文（研究経歴又は専門分野における代表的な論文。学会の査読の無いもの等も可）」、「研究発表（学会のみならずシンポジウム等での口頭発表等も可）」、「特許（外国出願を含む）」等がありますが、これに限定しません。なお、共著者、共同発表者、又は共同発明者でも可です。

ご応募、お待ちしております。